

「西尾市自転車ネットワーク計画（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見の提出状況

（１）意見募集期間

令和７年１月１６日（木）から令和７年２月１４日（金）まで

（２）意見の提出方法

直接持参、郵送、FAX、電子メールにて提出

（３）見提出者

ア 意見を寄せられた方 １名（電子メール１名）

イ 意見件数 ２件

2 意見の概要と市の考え方

意見	選定する自転車ネットワーク路線に、以下の５つの条件を満たす危険を感じる箇所があるのか（簡単な）調査をして、存在する場合には対策を講じてほしい。
①	１．信号がある交差点の直前の脇道 ２．青信号時、車両は信号がある交差点に進入する ３．赤信号時、車両は脇道に進入する ４．脇道は、赤信号時の抜け道として利用される ５．信号待ちをしないで、脇道に進入する運転手は複数人いる
市 の 回 答	自転車通行空間を整備する際には、歩行者、自転車、自動車の全てが安心・安全に通行できる道路空間を確保する必要があります。 ご指摘いただきました意見は主に自動車の走行・利用に関する意見であり、自動車運転者のモラルやマナーの遵守につながるよう、交差点での注意喚起を促す標示・案内の整備を検討します。
意見	車道混在の自転車通行空間において、わだちで転倒した場合の危険性について。
②	・バス、トラック、ダンプなどの大型車両の交通量が分かる資料はあるか ・将来的に、わだちの段差が大きくなると、転倒して車両に轢かれるリスクが考えられます。ネットワークの連続性を失っても、わだちによるリスクが考えられる路線は、選定から除外した方がよいと思う。わだち対策の運営費もなくなる。
市 の 回 答	大型車交通量については、国道や県道は道路交通センサスの結果がHPで公表されていますが、市道は調査対象外のため大型車交通量は把握しておりません。 日常の道路パトロール等により、わだちや穴ぼこの危険箇所を把握するとともに修繕等を実施し、段差のないように努めております。そのため、ネットワーク路線の変更は考えておりません。

以上